

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）

2 調査の目的

本調査は、国民年金及び厚生年金保険の障害年金受給者について、日常生活、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本年金機構が支給する障害年金の受給者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約21,000人（母集団（令和7年3月末現在）：障害厚生年金受給者約52万人、障害基礎年金のみの受給者約181万人）

<内訳>

①男性で1級の障害厚生年金の受給者

約2,100人

②女性で1級の障害厚生年金の受給者

約2,000人

③男性で2級の障害厚生年金の受給者

約2,100人

④女性で2級の障害厚生年金の受給者

約2,100人

⑤男性で3級の障害厚生年金の受給者

約2,100人

⑥女性で3級の障害厚生年金の受給者

約2,100人

⑦男性で1級の障害基礎年金のみの受給者

約2,100人

⑧女性で1級の障害基礎年金のみの受給者

約2,100人

⑨男性で2級の障害基礎年金のみの受給者

約2,100人

⑩女性で2級の障害基礎年金のみの受給者

約2,100人

(注) 昭和60年改正以前(旧法)の受給者を含む。

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

日本年金機構が有する受給者名簿から、層化無作為抽出により抽出する。なお、層は、性別、年金制度別、障害等級別に定める。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

(本人の状況)

- ①障害者手帳の有無
- ②日常生活の形態
- ③日常生活の介助の状況
- ④就業状況
- ⑤本人の収入の状況
- ⑥年金を受ける前後での就業状況変化
- ⑦治療・療養・介助の費用
- ⑧介護認定の状況

(世帯の状況)

- ①世帯人員
- ②世帯の就業状況
- ③世帯人員・子の状況
- ④世帯の生活費
- ⑤主な収入の種類
- ⑥生活保護の状況

⑦世帯の収入の状況

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年11月1日現在

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

厚生労働省 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)
調査員調査 その他 ()

〔調査方法の概要〕

厚生労働省から報告者に調査票及びオンライン調査回答用IDを直接郵送する。報告者は、記入済調査票を厚生労働省に直接郵送する方法か政府統計オンライン調査総合窓口にアクセスする方法によって回答。

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期^(注) その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和元年)

(注) 年金制度基礎調査は、基本的に、毎年実施するが、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき、少なくとも5年ごとに作成する財政検証の作業を行う年度(複数年度となる場合がある)においては、実施しない。また、年金制度基礎調査のうち、老齢年金受給者実態調査、障害年金受給者実態調査、遺族年金受給者実態調査のいずれを行うかについては、その都度定める。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布開始：令和7年10月下旬

調査票の提出期限：令和7年11月30日

8 集計事項

別添「統計表一覧」のとおり集計する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

令和8年11月までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

日本標準産業分類等の統計基準に合致する調査項目がないため、統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

a) 記入済調査票：年金局で取得した日の属する年度の翌年度始期から1年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

厚生労働省年金局数理課長

別添

障害年金受給者実態調査統計表一覧

- 第1表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・年金月額階級別 受給者数／受給者割合
- 第2表 性別・障害等級別・年齢階級別・配偶者加給金対象者の有無別 受給者数／受給者割合
- 第3表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・子の加給金対象者数別 受給者数／受給者割合
- 第4表 制度別・障害等級別・傷病名別 受給者数／受給者割合
- 第5表 制度別・障害等級別・身体障害者手帳の状況別 受給者数／受給者割合
- 第6表 制度別・障害等級別・精神障害者保健福祉手帳の状況別 受給者数／受給者割合
- 第7表 制度別・障害等級別・療育手帳の状況別 受給者数／受給者割合
- 第8表 制度別・障害等級別・年齢階級別・日常生活の介助の状況別 受給者数／受給者割合
- 第9表 制度別・障害等級別・傷病名別・日常生活の介助の状況別 受給者数／受給者割合
- 第10表 制度別・障害等級別・年齢階級別・介護認定の状況別 受給者数／受給者割合
- 第11表 制度別・障害等級別・年金月額階級別・介護認定の状況別 受給者数／受給者割合
- 第12表 制度別・障害等級別・介護認定の状況別・治療等の費用階級別 受給者数／受給者割合
- 第13表 制度別・障害等級別・日常生活の形態別・治療等の費用階級別 受給者数／受給者割合
- 第14表 制度別・障害等級別・主な介助者別・治療等の費用階級別 受給者数／受給者割合
- 第15表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・仕事の状況別 受給者数／受給者割合
- 第16表 性別・制度別・障害等級別・傷病名別・仕事の状況別 受給者数／受給者割合
- 第17表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・本人労働収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第18表 性別・制度別・障害等級別・年金月額階級別・本人労働収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第19表 性別・制度別・障害等級別・就業時間別・仕事の内容別 受給者数／受給者割合
- 第20表 性別・制度別・障害等級別・障害年金受給前後での就業状況の変化別 受給者数／割合
- 第21表 性別・制度別・障害等級別・初めて医師等の診療を受けた時期別 受給者数／割合
- 第22表 制度別・障害等級別・年齢階級別・世帯人員別 受給者数／受給者割合
- 第23表 制度別・障害等級別・有業人員別・世帯人員別 受給者数／受給者割合
- 第24表 制度別・障害等級別・世帯収入額階級別・世帯人員別 受給者数／受給者割合
- 第25表 制度別・障害等級別・世帯の生活費階級別・世帯人員別 受給者数／受給者割合
- 第26表 制度別・障害等級別・世帯の主な収入の種類別・世帯の種類別 受給者数／受給者割合

- 第27表 制度別・障害等級別・18歳未満の子の数別・年齢階級別・世帯の種類別 受給者数／受給者割合
- 第28表 障害等級別・配偶者加給金対象者の有無別・年齢階級別・世帯の種類別 受給者数／受給者割合
- 第29表 制度別・障害等級別・生活保護の状況別・世帯の生活費階級別・世帯収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第30表 制度別・障害等級別・年金月額階級別・世帯収入額階級別 受給者数／受給者割合
- 第31表 制度別・障害等級別・生活保護の状況別・年金月額階級別・世帯の生活費階級別 受給者数／受給者割合
- 第32表 制度別・障害等級別・日常生活の形態別・世帯人員別 受給者数／受給者割合
- 第33表 制度別・障害等級別・日常生活の形態別・世帯の種類別 受給者数／受給者割合
- 第34表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・年金生活者支援給付金を含めた年金月額階級別 受給者数／受給者割合

※下線部について、日本年金機構が保有する業務上のデータを使用している。

障害年金受給者実態調査の標本設計について

標本設計の考え方

本調査においては、日本年金機構が支給する障害年金の受給者（以下「障害年金受給者」という。）を母集団として、無作為抽出する。詳細は以下のとおり。

1. 母集団

日本年金機構で保有する障害年金受給者に関する名簿を母集団とする。

2. 層化基準

令和7年8月支払いを受ける障害年金受給者を、10区分に層化する。

区分は、障害年金の等級（1，2，3級）の別
年金制度（国民年金，厚生年金）の別
性別（男性，女性）

の別の計12区分から、国民年金には3級が制度上存在しないことから男女の2区分を減じた10区分。

3. 抽出方法

障害年金受給者を抽出単位として層化無作為抽出する。具体的には、「2. 層化基準」の10区分の層ごとに、受給者を年金種別・年齢別等の順に並べたのち系統抽出する。

4. 目標精度・標本数

障害者の所得については、稼得能力が大きく影響してくることから、本調査では就業の有無を重要視することとし、「就業の有無」の精度を確保する標本設計を行うこととしている。「2. 層化基準」の10区分の層ごと（注1）に、障害年金受給者のうち「仕事をしている」割合（注2）について、標準誤差率が4%となるように標本数を設定する。

① 母集団 N=（注3）

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	約6万人	約34万人	約2万人	約29万人
2級	約17万人	約63万人	約10万人	約55万人
3級	約11万人	—	約6万人	—

母比率 $p=0.30$ （注2）、目標誤差率 $\alpha=4.0\%$

② 対象数 n=

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	1,423	1,452	1,366	1,451
2級	1,446	1,455	1,437	1,454
3級	1,439	—	1,425	—

③ 回収率考慮対象数 n/r=

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	2,032	2,074	1,951	2,073
2級	2,066	2,079	2,053	2,078
3級	2,055	—	2,035	—

回収率 r=70% (注4)

④ 最終誤差率 α' =

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	3.9%	4.0%	3.9%	4.0%
2級	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
3級	4.0%	—	3.9%	—

注1 公表する統計表の多くは層化区分に用いた10区分別に公表することから、当該層ごとに目標精度を確保するもの。

注2 障害年金受給者のうち「仕事をしている」割合である母比率は、前回調査である令和元年調査の結果(34.0%)を踏まえ、30.0%とした。

注3 母集団の大きさは、令和5年度未受給者数である(令和5年度事業年報を基に作成)。

注4 標本数の設計に用いた回収率は、前回(令和元年調査)の実績値69.4%と前々回(平成26年調査)の実績値72.9%を参考に、70%と設定した。

(参考)

母集団において、ある属性を持っている個体の比率pを推定する場合、その標準誤差率 α は以下のように表すことができる。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{1-p}{np}}$$

ここで、N：母集団の大きさ、n：標本数

復元推計の方法

(1) 推計乗率の設定

性別制度区分別及び年齢階級別に推計乗率を設定する。具体的には、性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における推計乗率 α_{ijk} は以下の式による。

$$\alpha_{ijk} = N_{ijk}/n_{ijk}$$

ただし、 N_{ijk} ：性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における母集団人数

n_{ijk} ：性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における有効回答数

(2) 推計方法

① 人数及び割合の推計

集計区分（集計表によって異なる。（例：制度別、年齢階級別、男女別等））において、ある属性を持つ者の人数 X は以下の式による。

$$X = \sum_{i,j,k} \alpha_{ijk} \sum_l X_{ijkl}$$

ただし、 X_{ijkl} ：性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における回答者 l がある属性を持っているかどうかを表す値（ある属性（例：就業あり）を持っているならば1、持っていないならば0）

集計区分においてある属性を持つ者の割合 R は、集計区分の人数 Y を用いて以下のとおり算出される。

$$R = X/Y$$

$$Y = \sum_{i,j,k} \alpha_{ijk} \sum_l Y_{ijkl}$$

ただし、 Y_{ijkl} ：性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における回答者 l を表す値（=1）

② 年金の平均額の推計

① において、 X_{ijkl} を以下のとおり置き換える。

X_{ijkl} ：性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における回答者 l の年金額

集計区分における年金の平均額 A は、①と同様、以下のとおり算出される。

$$A = X/Y$$

ただし、ここで X は集計区分における年金の総額となっている。